

マネーplus+

お金とくらしの 情報通信

2023.DEC
vol.11

JAから、相続や資産形成・資産運用などに役立つ
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column
耳寄り情報

Message

いよいよ2024年1月から
暦年贈与と相続時精算課税制度が
大きく変わります。
すでに生前贈与をされている方はもちろん、
これから検討をされる方も
どのような違いがあるのかを
知っておきましょう。



©よりぞう

暦年贈与と 相続時精算課税制度の違いとは？

相続の専門家がお届けします！

安井税理士事務所
税理士

安井 誠
Yasui Makoto

2024年1月税制改正後の 暦年贈与と相続時精算課税制度

贈与税は、その年中(1/1~12/31)に財産の贈与を受けた人(受贈者)に課税される税金で、その課税方式には暦年贈与と相続時精算課税制度の2つがあります。2024年1月より、これら贈与税に関するルールが改正されます。

▶ 暦年贈与

暦年贈与とは、その年中に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いて残る金額がある場合に、その金額に応じた累進税率(10%~55%の範囲)を適用して税額を求める課税方式です。

この制度を利用している受贈者は、年110万円を超える場合には申告が必要になります。また、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、全額または一部が相

続税の課税対象になります。

▶ 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、18歳以上の人(60歳以上の父母・祖父母)から贈与を受けた場合に適用できる課税方式で、一度この制度を選択すると取消しや変更ができません(暦年贈与に戻せない)。

この制度を選択した受贈者も、年110万円を超える場合には申告が必要となりますが、累積で2,500万円までであれば特別控除の適用により贈与税を納める必要はありません。

2つの制度はどこが違う？

この2つの制度は、財産を贈与する人(贈与者)と受贈者の要件、相続税の課税対象に含まれる財産の範囲など、異なる点があります。下表で確認しましょう。

暦年贈与		相続時精算課税制度	
要件なし	贈与者の要件	贈与年の1月1日で60歳以上の父母・祖父母	
要件なし	受贈者の要件	贈与年の1月1日で18歳以上の贈与者の子・孫	
年110万円	基礎控除額	年110万円	
なし	特別控除額	累積で2,500万円まで	
110万円を超える部分の金額に応じて10%~55%の範囲で贈与税がかかる	税率	累積2,500万円を超える部分の金額(年110万円を除く)に一律20%の贈与税がかかる	
相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は全額または一部に相続税がかかる	生前贈与加算(持ち戻し)	相続開始前7年以内に贈与を受けても年110万円以内であれば相続税がかからない	
・贈与を受けた財産のうち年110万円を超える金額が多いほど贈与税が高くなる ・相続開始前7年以内の贈与では持ち戻しが発生する	注意点	・過去に贈与を受けた財産のうち年110万円を超える金額すべてに相続税がかかる ・一度制度の利用を選択すると暦年贈与には戻せない	

望

望